

---

---

# 模倣対策委員会（旧模倣品・海賊版対策委員会）

委員長 外川 奈美

## 1. 当委員会の歴史

模倣対策委員会（旧名称：模造品阻止問題検討委員会その後模倣品・海賊版対策委員会）が設立されたのは、1983年2月のことであり、1983年4月には香港で最初の委員会が開催され、木村三郎先生、熊倉禎男先生、村木清司先生が出席しました。木村三郎先生が委員長をされ、委員として、村木清司先生、熊倉禎男先生、吉武賢次先生、黒瀬雅志先生らが初代委員として参加されていました。その後委員長は熊倉禎男先生に引き継がれました。その背景にアジア地域における模倣品問題が注目され始めていたことがあり、1982年タイ・パタヤで開催された第6回 APAA 総会において、APAA 本部に Anti-Counterfeiting Committee を常設することが決定されたことを受けたものです。委員会は、総会・理事会及びその間でも、ジャカルタ・マニラその他で各国の警察・税関・裁判所と会合を持ち、対策の重要性を説きました。当時は、本部のメンバー国でも模造品の取締に消極的な意見があり、本部の Anti-Counterfeiting Committee 活動を日本主導で実質的に準備し、支援する形で当委員会活動が立ち上げられることになりました。当時の模倣品は、韓国や台湾製のものが多く、タイ、インドネシアなどでも製造されていました。模倣品の輸送手段もあまり発達していなかったことから、タイ・インドネシアで製造された模倣品は当該国外に流出することなく、国内で大半が消費されていました。しかしながら、日本に近接する韓国、台湾で製造された模倣品は、日本に輸出され、わが国市場も大きな影響を受けたことから、その対策を検討することになりました。1984年には、木村三郎先生、村木清司先生により「アジアにおける模造品防止対策」について記

念講演が行われ、この頃数年かけて、熊倉禎男先生、吉武賢次先生が主導して、11カ国の共同執筆による「Laws and Practice on Anti-Counterfeiting in APAA Countries」が準備され、1985年に刊行され、WIPO での Anti-Counterfeit Treaty での議論等で、日本政府代表にも利用されました。1985年にも木村三郎先生が中心となって模倣品対策の国際シンポジウムを開催しました。1993年7月に黒瀬雅志先生（同年国際理事に就任）が大阪にて「中国における最新の模倣品対策等の現状とその対策について」、続く8月に「東南アジア地域における最新の模倣事例」について講演が行われ、年々深刻化する模倣品問題について、APAA 委員を対象として情報共有を行うとともに各国の最新実務を紹介し、模倣品対策について周知啓発を行いました。さらに1994年の APAA - FICPI ジョイントセミナーでは中国知財を取り上げ、国際的に深刻化する模倣品に関する問題意識を国内外において向上させました。1999年9月には当委員会の本部委員会報告書として“Efforts to combat Counterfeiting Activities and Piracy in APAA member countries”を刊行し、日本以外の APAA メンバーに向けて模倣品対策の重要性を訴えました。その前にも各国の税関対策をまとめたレポートを作成しています。

このように当委員会の歴史の中で、模倣品問題及び対策に関する卓越したご知見とご経験を有する木村三郎先生（2012年に APAA Enduring Award 受賞）や熊倉禎男先生（2013年に上記 Award 受賞）や黒瀬雅志先生（2014年に上記 Award 受賞）は、本部委員会でも長年にわたりリーダー的存在として活躍されました。特に黒瀬先生は、2001年から2006年までの間共同議長も務められました。

当委員会の初代委員長は、木村三郎先生でしたが、1990年に熊倉禎男先生が就任され、続けて黒瀬雅志先生、2015年から当職が拝命しています。

以前の当委員会の活動内容報告は当時のASEANにおける模倣品対策法制度・実務状況を示す情報価値が高いものですのでご関心ある方は、アジア弁理士協会 日本部会ホームページ (<http://www.apaa-japan.jp/info/report.html>) の日本部会会誌にてご参照下さい。

## 2. 当委員会の最近の活動内容について

### (1) 2019年度の当委員会メンバー

青木 博通、石神 恒太郎、太田 誠治  
華山 浩伸、川本 真由美、熊倉 禎男  
黒瀬 雅志、谷口 登、外川 奈美  
中川 拓、中山 健一、中山 真理子  
畑添 隆人、宮嶋 学、渡辺 光

(あいうえお順、敬称略)

### (2) 主な活動内容

国内外の模倣品・海賊版被害事例やその対策、関係する諸外国法制・判例に関する情報収集や検討を行っています。毎回、和気あいあいとした雰囲気の中で、時に真剣な議論も行い、模倣品対策に関する経験年数を問わず、各委員が互いに切磋琢磨できる環境で充実した内容の委員会活動を行っています。

特に2017年からは模倣品対策について専門的知見や多様な経験を有する企業の知的財産担当者や税関、警察の方を臨時講師として招聘し、インターネット上で拡散する模倣品問題の最新被害状況や対策、サイトブロッキングの実態等についてご紹介いただいた後で、模倣品・海賊版の効果的防止策について、異なる立場から活発に議論を交わしています。

また、定常的活動として、毎年、本部委員会のカントリートップピックやスペシャルトップピック（以下に一例、但し仮訳を挙げる）の内容について議論を行い、全員が積極的に協力して内容豊富なレポートを作成提出しています。

## 2015年度

- (1) 知的財産権侵害に関する暫定的民事措置・刑事罰等
- (2) 上記民事措置・刑事罰は、侵害によって被った損害の回復に十分か

## 2016年度

- (1) タバコのプレーンパッケージ規制は、貴国のWTO協定やパリ条約違反なるか？
- (2) 貴国のプレーンパッケージ規制に関する方針は何か？
- (3) プレーンパッケージ規制は、模倣品問題を悪化させるか？
- (4) このような模倣品問題の悪化を食い止める策はあるか？

## 2017年度

「模倣品」の定義に該当するものを決定する際や刑事罰を科す際に「willful trademark counterfeiting」と「colourable imitation of trademarks」との間にもし相違があれば説明せよ

## 2018年度

差し押さえられた模倣品の保護及び処分

## 2019年度

デジタル上の著作権侵害及び知的財産権侵害—インターネットサービスプロバイダー責任の免責をどこまで認めるか—

## 3. まとめ

今から約30年前となる1983年に立ち上げられたAPAA模造品阻止問題検討委員会は、わが国における模倣品対策団体の中で先駆的存在でした。世界的に流通する模倣品の代表的被害国の一つである我が国で、模倣品・海賊版への高い危機意識と企業の知的財産を守るという強い使命感から、オール日本としての模倣品対策への提言や様々な団体活動を立ち上げ、牽引されて来られた黒瀬雅志先生、熊倉禎男先生、村木清司先生をはじめとした諸先生方の多大なるご尽力そしてご功績に支えられて、当委員会

の今があると考えています。

昨今、国際商取引の発展に伴い模倣品・海賊版の流通ルートも一気に全世界に広がり、アジア圏のみならず中近東、欧州や中南米、アフリカまで拡散しているのが現状です。これら模倣品等の拡散は、真正品の売上げ減少や企業イメージ・ブランド毀損にとどまらず人体の健康被害や人命を奪う事故をももたらしかねない懸念があります。従って、グローバルレベルでの確実かつ均質的な模倣品・海賊版の取締りが期待される中、各国の足並みは揃っておらず、模倣品撲滅の必要性に関する国間の認識の相違、国民の問題意識の低さ、法制度の不備や法律・制度運用のばらつきから、模倣品が蔓延している現状の打開にはほど遠いのが現状です。

かたや模倣品製造の巧妙化、保管場所・流通ルートの隠ぺい化は進み、年々悪質化の一途を辿る模倣品問題の解決は一昔前と比べものにならないほど難しくなっています

また近年インターネットの発達とともに急増しているウェブサイトを媒介して取引される模倣品・海賊版は、販売主体の匿名性により、侵害者の特定・捕捉が困難であること、電子データの改ざん容易性により証拠確保がしにくいこと、一気に不特定多数に拡散されやすいこと等のサーバー空間特有の問題があります。さらに、ウェブサイト上で陳列されている模倣品に付されたブランドが一部改変される等、巧妙に商標権侵害を回避したいわゆる非典型侵害行為も一筋縄ではいかない難題となっています。

これらの問題解決は、法律改正や判例の蓄積を待ってられないほどの喫緊の課題であり、権利者や代理人のみならずインターネットサービスプロバイダや関係官庁を巻き込んだ実務運用面での早急かつ確実な対応が望まれています。

多国間の越境電子商取引で売買される模倣品・海賊版に関する諸問題（裁判管轄の問題、関連国の法制度不備や取締実務のばらつき、国民意識の低さ等）については、各国の警察、税関や行政・司法機関等とのみならず、国家間レベルでの連携なくしては、抜本的な解決策を見出すのは難しい状況です。

このような状況下、幸いなことに当委員会は

APAA 国際理事会の場において、わが国をとりまくアジア・オセアニア諸国において志を一つにする法律実務家と直接顔を合わせ、共通の関心事項(テーマ)について最新の法制度や実務状況・判例等に関する情報交換や議論を行うことができる機会を与えられています。例えば、わが国知的財産推進計画2019年版で「模倣品・海賊版対策の強化」の項で「施策の方向性」の一つとして「越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。」とされましたが、この「個人輸入」を偽装して流入してくる模倣品・海賊版の税関による水際取締りの状況について、2019年の国際理事会の場で、当委員会に参加した各国の最新状況についてタイムリーに情報共有することが出来ました。

このように当委員会は、模倣品・海賊版対策に向けての国際的協調の枠組みについて、民間レベルで国内のみならず外国の実務家と情報交換をし、相互理解のもとで現実的な検討を深めていけるといいう貴重な場であり、その強みを生かし、模倣品・海賊版対策について積極的提言を行っていく使命をもった委員会であると考えます。これまで、諸先輩方が積み重ねてこられたご功績を次世代に向けて継承していくにあたり責任の重さを痛感する日々ですが、幸いにして素晴らしいメンバーの方々に恵まれておりますので、和やかかつ活発な委員会の場で相互に研鑽を積み重ねながら、模倣品・海賊版問題の解決に



2006年11月 高雄理事会にて

真摯に取り組んで参りたいと思います。そして、一人でも多くの日本部会の会員に当委員会の活動にご関心を持って頂き、メンバーとして加わって頂けることを願ってやみません。

追記：当委員会の検討対象が模倣「品」・海賊「版」等の有体物のみならずインターネット上の商標権、著作権等侵害問題まで拡張されてきていることから、2020年度より委員会名称を「模倣対策委員会」と改称致しました。



2007年11月 オーストラリア理事会にて



2013年10月ハノイ理事会にて



2012年10月チェンマイ理事会にて



2014年10月ペナン理事会にて



2012年10月チェンマイ理事会にて



2019年10月台北理事会にて

以上